

令和7年度

政務活動費 収支報告



政務活動費ってなに？

政務活動費とは、
地方自治法に基づき、市長が議員の
調査研究その他の活動に資するため必要な経
費の一部として交付するものです。その交付額
や交付対象については、坂出市議会政務活動費
の交付に関する条例で定めており、各会派
に対し所属議員1人当たり年額25万円を、
またいずれの会派にも所属しない議員に
対し年額25万円交付しています。



(単位 円)

会派名または議員名	会 派 名				議員名(無所属)	
	自民党市政会	政志会	公明党議員会	国民民主坂出	篠原 光一	
会派人数	12人	2人	2人	2人	—	
交付額	3,000,000	500,000	500,000	416,000	250,000	
使 途 の 内 訳	調査研究費	0	0	0	0	
	研修費	0	2,660	0	1,900	75,680
	会議費	0	0	0	0	0
	調査旅費	949,707	100,116	52,146	100,484	0
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0
	資料作成費	0	0	0	0	0
	資料購入費	0	0	14,256	0	2,700
	広報費	140,800	0	0	0	171,620
	広聴費	0	0	0	0	0
	人件費	0	0	0	0	0
残 額	1,909,493	397,224	433,598	313,616	0	

※令和8年3月31日時点の会派または議員について掲載しています。年度の途中で所属議員数に異動が生じたときや新たに会派が結成されたときは、交付額が変更になります。

どういふことに
使えるの？

会派または議員が行う調査研究、研修、各種会議への参加、広報、広聴、要請・陳情活動など、市政の課題や市民の意見を把握し、市政に反映するための活動等が対象になります。政党活動、後援会活動、私人としての活動のための経費等は対象となりません。

毎年度終了後に、領収書の写し等の証拠書類を添付した収支報告書を議長に提出することになっています。議長が収支報告書の内容を確認した後、市長へ収支報告書の写しを送付します。残額があった場合はすべて市長へ返還します。

さらなる透明性確保のため、収支報告書に加えてすべての領収書をホームページで公開しています。

領収書は添付
しているの？